

鎌倉市海水浴場広告事業契約書

鎌倉市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、甲が管理する海水浴場（以下「海水浴場」という。）における広告の掲載又は放送（以下「本広告掲載等」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

- 第1条 甲は、本契約において定めるところにより、海水浴場において、乙の広告（以下「広告」という。）を掲載し、又は、放送することとし、乙は、甲に広告料を支払うものとする。
- 2 本広告掲載等は、甲が海水浴場において乙の広告を掲載する事務を行うことを委託する準委任契約とする。

（広告の仕様及び内容）

- 第2条 広告の仕様及び内容は、次の各号に定める事由のいずれにも該当するものでなければならない。ただし、広告の方法及び性質上、該当のない事由については、この限りではない。
- （1）鎌倉市広告掲載要綱、鎌倉市広告掲載基準、鎌倉市屋外広告物ガイドラインその他甲が定める関係規程（以下「要綱等」という。）を遵守したものであること。
 - （2）鎌倉市屋外広告物条例第4条の許可を受けたものであること。
 - （3）不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律、鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）及びその他一切の法令（以下これらを「法令等」という。）を遵守したものであること。
 - （4）第三者の著作権若しくは商標等の知的財産権又は肖像権若しくはパブリシティ権等の人格的権利を侵害するものではなく、かつ、広告の内容等に関する財産権のすべてについて権利処理が完了していること。
 - （5）広告の内容が甲の信用、品位等を損なうものでないこと。
 - （6）その他本契約の条項に違反する事由が存在しないこと。
- 2 広告が前項各号の事由のいずれかに該当しないものと甲が判断した場合、甲は、広告の全部又は一部について掲載又は放送しないことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、甲に対し、広告料の減額、損害賠償その他一切の請求を行うことができないものとする。

(広告期間)

第3条 本広告掲載等を実施する期間（以下「広告期間」という。）は、令和7年（2025年）7月1日から令和7年（2025年）8月31日までとする。

(広告料)

第4条 乙が甲に対して支払う広告料は、●●円（うち消費税及び地方消費税相当額●●円）とする。

- 2 乙は、広告料について、本契約締結後、甲が請求した日から30日以内に、甲の発行する納入通知書により一括して支払うものとする。
- 3 乙が前項に違反した場合、甲は、乙に対し、違約金として、遅滞日数1日につき第1項の広告料に本契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて得た額の損害金の支払いを請求できるものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金の額は、●●●●円とする。契約保証金を免除する場合は、「鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）第5条第○号の規定により免除する。」とする。

(本広告掲載等の方法等)

第6条 広告の掲載位置、掲出方法、大きさ等については、別添海水浴場広告事業一覧表のとおりとする。

- 2 甲は、広告期間満了日の翌日に、広告の掲載を終了する。

(表明保証)

第7条 乙は、乙及び広告の内容が、第2条第1項各号に定める事由のいずれにも該当することを表明し、保証する。

- 2 広告の内容に関する一切の責任は乙が負い、甲は一切の責任を負わないものとする。
- 3 本広告掲載等に関して、甲又は第三者が損害を被り、又はその恐れがある場合、乙は、その責任及び負担において、これを解決しなければならない。
- 4 本広告掲載等により甲が第三者から損害賠償その他の措置を講ずることを請求された場合も、前項と同様とする。

(費用負担)

第8条 本契約の遂行に当たって生じた費用は、全て乙の負担とする。ただし、放送による広告に関して生じた電気料金及び甲の責に帰すべき事由により生じた費用は、甲の負担とする。

(法令遵守等)

第9条 甲は、乙に対し、法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができる。この場合において、乙は、甲に対し、速やかに報告しなければならない。

(広告内容の変更)

第10条 甲は、広告の内容が法令等、要綱等又は本契約の規定に違反し、又はそれらのおそれがあると認めたときは、乙に対し、これを変更するように求めることができる。

2 乙は、広告の内容を変更する場合は、予め書面による甲の承諾及び鎌倉市屋外広告物条例第4条の許可を得なければならない。

3 前各項の規定による変更に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(本広告掲載等の中止)

第11条 甲は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合、当該事由が解消されるまでの間、乙に何らの通知をすることなく直ちに本広告掲載等を中止することができる。

(1) 乙について、甲が第2条第2項を適用することを判断したとき。

(2) 乙が前条第1項に規定する変更の求めに従わないとき。

(3) 天災その他やむを得ない事由により本広告掲載等が困難になったとき。

2 前項の規定により本広告掲載等を中止した場合、乙は、甲に対し、当該中止期間にかかる広告料の減額、損害賠償その他の一切の請求を行うことができないものとする。

3 前各項の規定に関わらず、甲の責に帰すべき事由により本広告掲載等を中止した場合、甲は、乙に対し、納入済みの広告料のうち、当該中止したに数に応じて日割り計算により算出した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。なお、遅延損害金は付さない。）を返還する。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告又は通知をすることなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、広告料の納入を甲の指定する納入期限までに行わないとき。
 - (2) 乙について、第11条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると判明したとき。
 - (3) 乙が第10条第1項に規定する変更の求めに従わないとき。
 - (4) 乙について、仮差押え、差押え、仮処分、競売、強制執行若しくは滞納処分を受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされ、若しくは自らこの申立てをなしたとき。
 - (5) 乙が本契約の規定又は法令等に違反したとき。
 - (6) その他前各号に準じる事由が生じたとき。
- 2 前項の規定によって本契約が解除されたことを理由として乙に損害が生じたとしても、甲は、これを賠償する責任を負わない。
- 3 第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、甲は、乙に対し、当該損害の賠償を請求することができる。

(乙の解除権)

- 第13条 乙は、甲が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、納入済みの広告料のうち、当該解除の日から広告期間満了日までの日数に応じて、日割り計算により算出した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。なお、遅延損害金は付さない。）を返還する。

(広告期間中の広告の取下げ等)

- 第14条 乙は、いつでも、甲に対し、書面にて申し出ることによって、本広告掲載等を取り下げ、本契約を終了させることができる。
- 2 前項の場合において、甲は、乙に対し、納入済みの広告料を一切返還しないものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第15条 甲及び乙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供してはならない。ただし、予め書面による相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

(甲の損害賠償請求等)

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、広告料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として納付することを請求することができる。ただし、当該各号に定める事由が取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事情によって生じたものであるときは、この限りではない。

- (1) 第12条又は第18条の規定により本契約が解除されたとき。
- (2) 第14条の規定により本契約が終了したとき。
- (3) 乙が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- (4) 乙が本契約の規定又は法令等に違反したとき。

2 前項の規定にかかわらず、実際に甲に生じた損害が違約金額を上回る場合は、甲が乙に対し別途損害賠償請求することは、妨げられないものとする。

(乙の損害賠償請求等)

第 17 条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める事由が取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事情によって生じたものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 12 条の規定により本契約が解除されたとき。
- (2) 甲が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第 18 条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に生じた損害については、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成 23 年 10 月鎌倉市条例第 11 号。)第 2 条第 4 号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、乙が法人等である場合には、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第 2 号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 乙が、神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年 12 月神奈川県条例第 75 号)第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反したと認められたとき。
- (3) 乙及び役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、

相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(4) 乙が、下請契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(5) 乙が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第19条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入(妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)などをいう。以下この条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 乙は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(秘密保持)

第20条 乙は、本契約に関して知り得た一切の業務上の情報を、甲の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示若しくは漏示又は本契約の遂行以外の目的で使用してはならない。

(存続条項)

第21条 本契約の終了後においても、本条、第16条(損害賠償)、第20条(秘密保持)、第23条(裁判管轄)の規定は、引き続き効力を有する。

(協議事項)

第 22 条 本契約に定めのない事項又は甲乙間に生じた紛争若しくは疑義については、鎌倉市契約規則に定めるもののほか、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 23 条 本契約に関する争いについては横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約を証するため本書を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合意を証する電磁的措置を執った上、双方保管するものとする。

甲 鎌倉市御成町 18 番 10 号
鎌倉市

市 長 松 尾 崇

乙